マイクロチップ登録済の犬猫を購入したら

～飼い主さんにお願いしたいこと～

・30日以内に飼い主の変更手続き「変更登録」をしてください。
・変更登録をすると交付される「登録証明書」は、大切に保管してください。狂犬病予防注射時や、トリミングサロン、ドッグランなどの利用時に、提示を求められることがあります。
・犬や猫を譲渡するときは「登録証明書」も渡す必要があります。

変更登録のやり方

【準備するもの】
・ペットショップから渡された登録証明書
・登録手数料（オンライン300円、紙1,000円）

1 登録用サイトで必要事項を入力

2

手数料の支払い（クレジットカードなど）

3

登録証明書をダウンロード

登録OK！

オンライン（スマホなど）申請が難しい場合、紙申請もできます。
振込用紙とセットになっている申請書を、
日本獣医師会：**03-6758-6170**に電話し取り寄せてください。

～マイクロチップの変更登録以外に必要なこと～

お住まいの市町村はマイクロチップ登録の特例制度※に参加していますか？

はい → マイクロチップの登録完了により市町村へ自動的にデータ送信されるため、**市町村での登録手続きは不要**です。

いいえ → マイクロチップの登録データが市町村へ送信されないため、市町村での**新規登録又は変更届が必要**です。
詳しくはお住まいの市町村へお問合わせください。

※特例に参加する市町村は、上記登録用サイト内「ダウンロード」ページで確認できます。